

令和8年度 有浦海岸調査業務委託

特 記 仕 様 書

玄海町役場まちづくり課

第1条 総 則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、「令和8年度 有浦河岸調査業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条 業務の目的

本業務は、有浦海岸護岸に亀裂があり、海水の出入りが原因と思われる管理用道路の陥没が発生している。護岸の背後には多くの地域住民が集う町民会館及び小中一貫校などの公共施設があるため、影響を及ぼさないか海岸護岸の調査を実施し、対策工法検討を行いたい。

第3条 適用基準等

業務の実施にあたっては、本業務の特記仕様書によるほか、下記の基準等に準拠して実施するものとし、契約時における最新版を使用する。

- 1) 設計・調査・測量業務委託共通仕様書
(佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部)
- 2) 土木業務委託検査必携
(佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部)
- 3) その他関連図書

第4条 管理技術者及び照査技術者

管理技術者及び照査技術者の資格は、下記①②③のいずれかの資格を有する技術者を配置すること。また、照査技術者は管理技術者及び担当技術者と兼務できない。

- ① 技術士法に基づく技術士の資格（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）
- ② RCCMの資格（河川、砂防及び海岸・海洋部門）
- ③ 建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロの認定（河川砂防及び海岸部門）

第5条 打合せ

協議打合せ回数は3回とするが、打合せが必要となれば随時行うものとする。また、第1回打合せと成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第6条 業務計画書

業務計画書には、共通仕様書の「業務計画書」に基づき作成するものとし、契約締結後14日以内に監督員に提出しなければならない。

第2章 業務の内容

第7条 業務内容

1. 海岸調査

本業務の内容は、別紙設計図書のとおりとする。

(1) 設計業務

調査結果に基づき設計を行うものとする。

第3章 成果品の検収

第8条 検収

監督者は、受注者より提出された成果品の検収を行う。検収の結果、不良の場合は修正して再度検収を受けなければならない。

第4章 成果品の提出

第9条 成果品の提出

成果品は、「電子納品運用ガイドライン（佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部 令和8年1月）」に基づき作成し提出するものとする。このほか、表紙及び背表紙に表題・年月・会社名を記入しA4版で製本し2部提出すること。また、その他監督員が指示した資料についても提出する。

なお、成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。

第5章 その他

第10条 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項、また疑義が生じた場合は、発注者・受注者双方の協議により定めるものとする。